

「有機性資源の飼料化について」

1. 畜産における食品製造副産物等の利用状況

我が国の食品製造業から出る副産物の一部は、従来から、配合飼料の副原料として使われてきており、近年、循環型社会構築の一環として、食品製造業から出る副産物等の有効利用の取組検討が進んでいます。

(1) 飼料への食品製造副産物の利用状況

食品製造業から発生する残さ（米ぬか、ビートパルプ等）は、内容、品質等が明らかであり、かつ、大量に安定供給されることから、配合飼料メーカーで飼料原料として利用されています。

(2) 国内産濃厚飼料の大部分が食品製造副産物

配合飼料の副原料である糟糠（ヌカ）類、油粕類、製造粕類、動物質飼料の大部分は、国内外の食品製造業から出る副産物です。

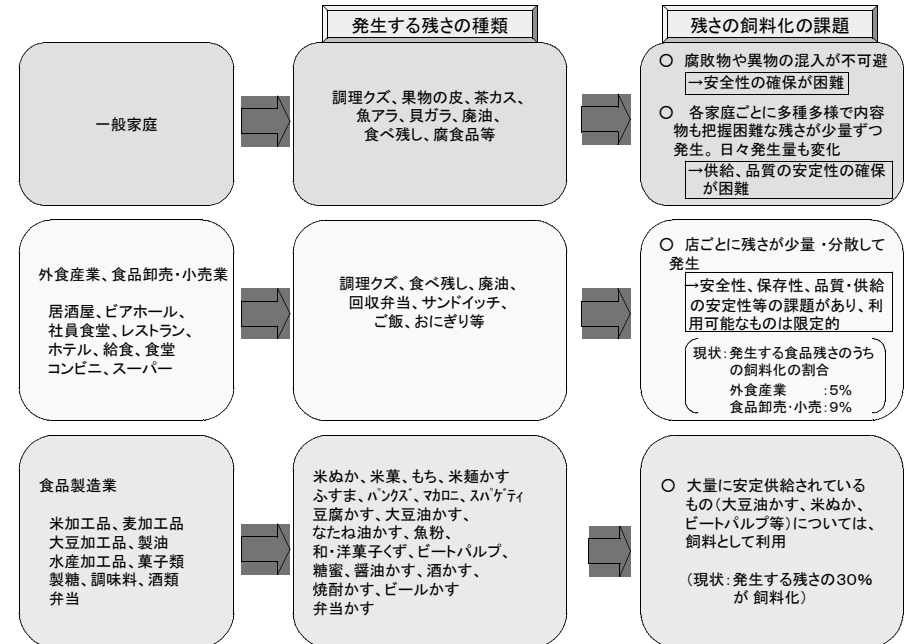
(3) 厨芥類（残飯）の飼料化への取組状況

一般家庭や小規模な飲食店等から発生する残さは、腐敗物や異物（爪楊枝、包装資材等）が混入し、内容、品質等が明らかでないものが、各所から少量ずつ発生するなどから、飼料原料としての安全性や安定供給の確保が難しく、飼料としての利用が困難と考えられます。

(4) 一般食品残さの飼料化事情

外食産業、食品卸売・小売業から発生する食品残さは、異物混入や品質劣化を起こしやすく、栄養成分（たんぱく質、脂肪、灰分等）が様々なことから、飼料として利用可能なものは、限定されますが、給食の残さのように、内容、品質等が明らかであり、かつ、大量に安定供給されるものについては、飼料として利用されている例もあります。

○ 食品残さの発生と再生利用（飼料化）について



2 食品廃棄物の発生と処理状況

我国の食糧自給率は先進国の中では最も低い水準にあり、特に飼料原料のほとんどを海外からの輸入に依存している。

一方国内にあって大量の食品加工残さや調理残さが廃棄されており、有用な資源については飼料化等への再利用が求められています。

(1) 食品残さ飼料として利用されるものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

(2) 食品残さの発生量と処理状況

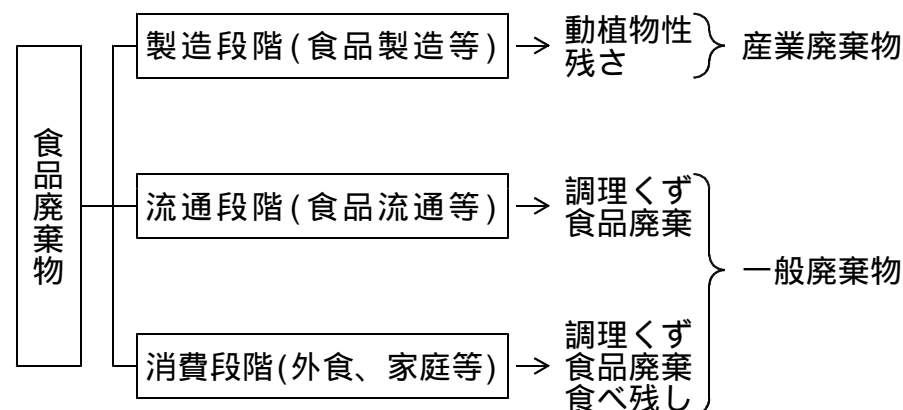
食品産業における食品残さは平成15年度の統計調査によりで年間1,135万トン程度発生していると推計されています。

年間発生量の49% (約555万トン) が再生利用されており、そのうち飼料として34% (全体の約17%) が利用されています。

業種別による食品残さ等の再生利用割合は、食品製造業(78%)、食品卸売業(41%)、食品小売業(31%)、外食産業(19%)と川下に行くにつれて低くなっています。

また、品質的には飼料化が可能なものが肥料化されたり廃棄物として処理されている実態があります。

食品廃棄物の分類



食品産業における食品廃棄物等の年間発生量及び再生利用等の仕向量
(単位：千トン、%)

区 分	食品廃棄物等の年間発生量		再生利用率		3)再生利用の用途別仕向割合			
	実数	1)発生割合	実数	2)再生利用率	食品リサイクル法に基づく仕向割合			
					肥料化	飼料化	メタン化	油脂及び油脂製品
食品産業計	11,348	100	5,549	49	40	34	0	3
食品製造業	4,870	43	3,789	78	43	38	0	2
食品卸売業	740	7	355	48	56	32	-	4
食品小売業	2,616	23	812	31	29	25	-	5
外食産業	3,122	28	593	19	23	27	-	7

資料：農林水産省統計情報部「平成15年度食品循環資源の再生利用等実態調査」
(平成16年10月公表)

注：1)の業種別については、食品産業計の年間発生量を100とする構成比である。

2)は、食品廃棄物等の年間発生量に対する割合である。

3)再生利用の用途別仕向割合は、再生利用への仕向量に対する割合である。